



かつ、次の各号に該当すると認めるときは、織維工業設備審議会の意見をもつて、該指示に係る織機を織物の製造の用に供している者のすべてに対し、当該調整組合又は調整組合連合会の設備処理規程の全部又は一部を指定し、その足で従うべきこととを通商産業省令をもつて命ずることができる。

一 当該調整組合又は調整組合連合会(会員たる調整組合を含む。)が、本項の規定による命令に係る設備処理規程を公正かつ能率的に運用するに十分なものであること。

二 当該指示に係る織機を織物の製造の用に供している者で当該設備処理規程の適用を受けないものの数が、当該指示に係る織機を織物の製造の用に供している者の総数に比して極めて少い場合であること。

三 当該設備処理規程が、過剰設備の処理に伴う各事業者の負担の公平を確保し、かつ、相当の対価をもつてその処理が行われるような内容のものであること。

2 中小企業安定法第二十九条第三項、第二十九条の三から第二十九条の六まで、第三十条第三項、第三十一条、第三十二条の二、第四十一条中第二十九条の四の規定に係る部分、第四十二条並びに第四十三条の規定は、第一項の規定による命令につきて準用する。

附則第一項「二月」を「三月」に改める。

以上が修正案文であります。

この修正案文を提出いたしました理由について、簡単に申し上げます。

業におきます解決上最も困難なる問題の一面を露呈いたしておるのであります。この意味におきまして、織維工業の安定をはかると同時に、これら関連機械工業の安定をはかるために、私は第三十二案におきます織維工業の審議会に特にこれらの問題を審議させ、中小企業相互間の調整をとり、全体的日本經濟の發展に努力をする必要があると考えまして、審議会の任務にこれらの方項をうたうことにいたしたのであります。本条文の活用は今後の運用に待つところ多大であります。非常に重大なる意味を持つものと私は考へる所であります。

○阿左美委員 私は自由民主党を代表いたしまして、織維工業設備臨時措置法案に対し、修正部分を除く原案及び修正案に賛成の討論をいたすものであります。本法案は、今まで十数回にわたって当委員会で討議され、また過日は関係業界から参考人を多数招致して、その意見を聴取したのであります。が、紡績業界、織物生産業界及び染色加工業界並びに輸出商社の各代表では、それぞれ賛成の意見があり、一日も早く本法案の通過を熱望しております。また労務者関係代表よりも、原則的に賛意を表しております。ただ紡機メーカー及び織機メーカー側の一部からは反対の意見があるようですが、これらの機械メーカーは自らのみに走り、多少考え方が浅いのではないかと思われます。申し上ぐるまでもなく、わが国の織維産業は輸出上重要な地位を占めております。すなわちガット加入の際における欧州各国の三十五条援用問題、また米国における日本綿布、綿製品の輸入阻止問題等はその一例でありますかが、これを放置することは今後の輸出振興上に重大な悪影響を及ぼすことは必然であります。

政府においては、従来輸出行政面においては貿易管理体制を強化して、価格、品質の規制を行うとともに、生産行政面においては紡績の操短勧告とか中小企業安定法の運用によって生産調整を実施して輸出の確保に努力しているのでありますか、これら一連の措置は概して一時の糊塗的な政策にすぎず

わが国の織維産業はその構造面において中小企業の占める割合がきわめて多く、特に織布等の加工部門においてはそのほとんどすべてが小規模業者であり、多数の者が全国にわたり散在し我が国中小企業のうちでも生産上、雇用上重要な一部門をなしております。しかもここ数年来継続的な不況に悩んでおり、政府の糊塗的な政策ではもはや打開できない段階にあります。が、その根本的な原因は何といつても設備過剰に起因していることは明瞭となつております。この設備過剰という病巣を切除して織維産業の構造面におけるいわゆる体質改善を行わない限り、根本的な解決はできないと考えられます。政府においても昨年八月織維産業が対外貿易上及び国民経済上との生活上重要な地位を占めている実情にかんがみ、閣議決定をもつて織維産業総合对策審議会を設置して通産大臣の諮問に対し学識経験者及び各関係業界より數十名の委員を任命し六ヵ月の長きにわたり、あらゆる角度から昭和三十五年までの織維需給計画を立案し、これに基き長期対策を慎重に検討した結果もまた、この過剰設備を処理するという答申がなされておりま。す。本法案は、この審議会の答申案の趣旨を十分尊重し、その線に沿って設備問題の処理を立案したものであることを認められるのであります。従つて本法の実施は輸出振興に寄与するとともに、また一箇中小企業部門における長年の宿瘤をも快癒に導くといふ一石二鳥の効果が期待せられ、わが国の織維工業の根本的問題をある程度解決す

るものと確信いたす次第であります。

以上の見地から、私は本法案に対し賛成をするものであります。(拍手)

○神田委員長 次は多賀谷直穂君。

○多賀谷委員 私は日本社会党を代表し、小笠公韶君より提出されました修正案に反対し、さらにその修正部分を除く原案にも反対いたしたいと考えておるのであります。

不況、恐慌は資本主義の生んだ産物であり、災害であります。恐慌は資本の破壊であります。また一方恐慌は労働者、中小企業者の犠牲においてする恐慌では資本の生命の大なる循環であり、かくして資本主義は発達して参りました。織維もその例に漏れなかつたのであります。いな、織維こそは、その周期的に襲ってくるところの過剰生産恐慌の波に常にほんろうされたりました。日本の紡績はわざか七十年の歴史の間、その綿糸生産高においても、また綿布の輸出高においても、世界に冠たる実績を示し、わが国産業の大宗として日本経済発展の主導的役割を演じたのであります。しかし

この間の目ざましい発展の歴史には、周期的に襲つて参ります恐慌の波に対して常に操短をもつてこれを切り抜け、恐慌の際初めての操短を行なつて以来、戦前十一回、戦後二回の操短を経験いたしました。それはあたかも動物が冬ごおりをして春の活動の時期を持つて迎えては操短し、操短の間に整理と準

備を行い、操短の期間を経過するところ

にはたくみに需給の調節が行われ、増銚の計画となり、また飛躍する、増銚完了の暁にはまた生産過剰となり操短をする、これの繰り返しであつたのであります。しごうして操短は共同操短と發展していったのであります。不況

のうちに独占と集中が進み、独占資本強化の体制が確立してきたのであります。一方その操短の被害は一般消費者はもちろん織物業などの中小企業者の倒産となって現われ、さらに労働者の低賃金と労働強化、解雇に拍車をかけ

て参りました。

私は本法案をもつてこの紡績の宿命たる操短の歴史を繰り返さないための計画経済への転換と理解すべきものであるか、はたまた本法案そのものが強

が、果してそうであります。中

小機屋の苦境は、糸高製品安という言葉が端的に表わしておるのであります。中小機屋は何ゆえ割高の糸を買

い、安くしか織物が売られないのです。しかもこの機屋は工賃さえ満

足に払えない赤字生産を続けておる。

さらに機屋は通常三十日の手形で糸を貰い、四十五日ないし六十日間の手形で織物を売つておる、こういう現状であります。全く自転車操業であります。

政府は綿糸の生産に対して織機が多過

ぎると説明をしておる。なるほど原糸供給部門に対して織布段階は生産技術が比較的簡易であり設備も簡単でありますために、無計画に増設し供給部門

よれば、昭和二十九年紡績が販売いたしました綿糸のうち二五%は自家織布用とし、一九%は貯織り用と固定し、自由に販売した糸はわざか五四%にす

ぎなかつたのであります。昭和二十九年は綿製品全体は過剰でありますけれども、綿糸市場は常に供給不足といふ現象が続いておつたのであります。

紡績は出荷量を思うように操作し、自分

の思ひ値格で糸を売りつけておる、

糸の許可条件に満たない現況におい

て、操短カルテル行為が認められない

点、並びに限時立法の形式をとつてい

る点より考慮いたしましてこれを推察

いたしますと、後者の色彩がまことに

強いことを遺憾に感ずるのでございま

す。以下私は次の諸点において本法案に賛成することのできない旨を明らかにいたしたいと思います。

第一は、本法案は織部門すなわち

中小企業からなる機屋を救済するもの

第二には、十大紡は有力な機屋を實

織り工場として下請に出しておるとい

う事実であります。ます下請の工賃を

たたき、大量生産に適しない特殊の織

布についてはこれを委託加工に出す、

というやり方をしております。機屋の

下請生産は全生産量の五割にも達して

おります。公正取引委員会の調査によ

り、下請生産は有利な条件を持つておるという点であります。

さらに第三は、紡績会社は糸の販売

価格をつり上げ、出荷操作を行なうに非

常には有利な条件を持つておるという点

であります。公正取引委員会の調査によ

り、下請生産は有利な条件を持つておる

という点であります。

紡績は出荷量を思うように操作し、自分

の思ひ値格で糸を売りつけておる、

糸の許可条件に満たない現況におい

て、操短カルテル行為が認められない

点、並びに限時立法の形式をとつてい

る点より考慮いたしましてこれを推察

いたしますと、後者の色彩がまことに

く値上がりを見、操短は廃止されんとし

ておる今日において、さらに百二十万

鍾程度の設備が処理されるときは、値

上りを見ることが必至であり、さらに

三品市場における恩恵的な作用はそれ

伸び悩みの背景を考えてみたいと思

います。敗戦後における世界の纖維産業構

造の変動がそこに伏在しておると思

います。すなわち、一つには後進国にお

ける紡業の勃興であります。かつての

綿花生産国、綿製品輸入国が自立態勢

を整え、インドのこととは輸出産業へ

の性格を確立してきたということであ

ります。第二は、化学纖維の異常なる

発達であります。さらに米国の日本纖

維の輸入制限等の問題が起り、ここに

紡業の需要の限界を考えた紡績資本

が別のあるところでのあります。

紡績は出荷量を思うように操作し、自分

の思ひ値格で糸を売りつけておる、

糸の許可条件に満たない現況におい

て、操短カルテル行為が認められない

との関係を述べてみますと、十大紡と中小紡との対立は非常な激化の一途をたどっております。労働の生産性を見ましても、綿紡一コり当たりの労働時間を比較しますならば、十大紡が五十一・八時間、中小紡は七十五・五時間もかかるております。一万錘当たり十大紡が百二十一・九人を要するのに対して中小紡は百五十・四人を使っておるのであります。これらの労働効率の差はなるほど設備の不備にもよるでしょう。熟練度の低位にも基因すると思いますがれども、私は最大の原因は何といつても原綿の入手にあると思うのであります。原綿輸入の割当は、当初十大紡の設備が多かった時分は設備に対して行われ、中小紡の設備がかなりふえてきたところになりますと、輸出入リンク原綿割当制を実施してきたのである。そうして十大紡は優良な均一な品質の原綿を入手し、中小紡は質の悪いさらには均一でない原綿しか入手できなかつた。ここに私は、生産工程における糸切れが多く、生産を非常に阻害しておると思うのであります。もちろん輸出振興に対し対策があるとともに、さらに中小紡が常に操縦短切りをしておるのを何とか防ぐために、今まで自由であったボンド地域からの綿花輸入を抑制してそれを割当制にした、こういう点にあると考えますけれども、私はこの点において、やはり十大紡の原綿入手が常に有利な立場にあったといふことは否定できないのであります。結局これらの政策は、中小紡を圧迫し、その圧迫はさらに労働者の犠牲に転嫁されて参りました。労働者の低賃金と労働強化の上に操業が続けられたのであります。近江綿糸の争議は、中小

紡の労働の実態を露呈したものでありますけれども、私はさらに十大紡が原綿の割当において有利な地位を占めておるだけではなくて、次のようなシステムによって私はさらにさらに強大な独占化の方向をたどつておるということをお指摘いたしたい。すなわち染色加工工場、織製工場にまで手を伸ばして參つたのであります。すなわち紡績がアメリカのサンフォライズ加工特許を買つて二次製品市場まで手を伸ばして參つたのであります。すなわち紡績がアメリカのサンフォライズ加工特許を買つて材料を輸入したのがその手始めであります。さらには、私たちが考へておるのでございます。さらに縫製業者の製品を市場から駆逐して、第二次製品の市場の独占化をはかりつゝあるのであります。さらに、本法案が十大紡を独占化せしめる大きな後援を演じておるのは、高能率の機械を本法からはずしておるという点であります。すなわち高価な高能率の機械の輸入運転によつて、ますます纖維市場を最終製品まで十大紡は独占化する傾向をたどることは、はなはだ遺憾だと考へます。

す。本法律の規制によつて、私は紡糸あるいは織機の生産においてはほとんど増設は考えられない、こういうように考へるのでありますと全く壊滅をする。そこでこれらに對して政府は何らかの処置を講ずべきである。かかるに本法案にはこれが十分に考へられていない、かように考へる必要があります。国内の注文が皆無となるといふ状態は、輸出の場合には買いたたかれるという現象を呈してきておることは今までの例にも十分あるわけであります。私たちは今この織機機械の輸出をしようとする場合には、相当の買いたたかれを予想しなければならないと思うのであります。これならば対する法的救済の処置が何ら考慮されていません。

も何らの考慮が払われていないのです。さうしてその設備の更新の問題でござりますが、先ほど小笠公韶君より出されました修正案には、若干その規定を見ることができますけれども、私はこの点についてもやはり明確なる規定の挿入が必要ではないかと考えます。すなわち更新の処置に対しまして何ら十分な対策がなされていない。現在日本の機械の中で綿スフ織機にいたしましても二十年以上たつておるもののが約三五%もござります。人綱製造業におきましても十五年以上たつておきます半木製機械が三〇%を越えるという状態でございます。でありますからこれらの中处置も十分考えてなさるべきはありますので、こういふことを全然考慮せずに纖維のみを考えて出されたということとは非常に遺憾でございます。

さらに私は第五点といたしまして次の点を指摘いたしたいのです。それは本法案は輸出の正常化に寄与するためであるということでございまして。しかしながら、日本の輸出があるいはソーシャル・ダンピングの非難を受け、あるいはガットの三十五条の援用を受け、あるいはまた現在アメリカにおいて行われておるような輸入禁止の処置がとられるというのは、私はむしろ過剰設備から来ておるのではないかと見て日本の低賃金から来ておると思うのではありません。この低賃金の問題は今さら申し上げるまでもございませんけれども、なるほど十大紡におきましては若干賃金もよいかと思ひますけれども、しかしながら、さらに織布面あるいは中小紡、あるいは家内工業といふような点に及ぼすと、日本の紡績あるいは織布に携わるところの人々は非

常な安い賃金で働いておるのであります。かように考へるのです。これに対する総合的な対策が欠けていると、いう点を指摘いたしたい。  
さらに第六点といいたしまして、纖維の輸出に対する対策、あるいは将来伸びて参りますが、これに対する十分な成の措置、総合的施策が欠けておるということをはなはだ遺憾に考へるのであります。  
最後に私は、纖維安定政策そのものの必要は認めますけれども、本法案は総合対策に欠陥しております、関連産業、労働者を全然顧みていません。縮小された市場の規模においてますます地主化を強化し、カルテルによる販売価格操縦のつり上げは結局中小企業や消費者に恐慌の負担を転嫁するものであり、カルテルと同時に個々の資本内部においては合理化が進み、労働者の犠牲が法案の形態に、立法者の意思がどうなりましても、行かざるを得ない状態にあるということを申し上げておきたいと思うのであります。  
以上をもちまして、小笠公韶君による修正案に反対し、修正部分を除く原案に反対の意を表するものであります。(拍手)  
○神田委員長 これにて討論は終局いたしました。

常な安い賃金で働いておるのであります。かように考へるのです。これに対する総合的な対策が欠けていると、いう点を指摘いたしたい。  
さらに第六点といいたしまして、纖維の輸出に対する対策、あるいは将来伸びて参りますが、これに対する十分な成の措置、総合的施策が欠けておるということをはなはだ遺憾に考へるのであります。

最後に私は、纖維安定政策そのものの必要は認めますけれども、本法案は総合対策に欠けしております、関連産業、労働者を全然顧みていません。縮小された市場の規模においてますます地主化を強化し、カルテルによる販売価格操縦のつり上げは結局中小企業や消費者に恐慌の負担を転嫁するものであり、カルテルと同時に個々の資本内部においては合理化が進み、労働者の犠牲が法案の形態に、立法者の意思がどうなりましても、行かざるを得ない状態にあるということを申し上げておきたいと思うのであります。

以上をもちまして、小笠公韶君による修正案に反対し、修正部分を除く原案に反対の意を表するものであります。(拍手)

○神田委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより採決いたします。まず修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○神田委員長 起立多數。よって本修正案は可決せられました。

上げます。先ほど修正案提出の理由のときに申し上げましたように、日本の中小企業の構造を見まするときに、相互依存の関係に立つ分野が強いのであります。従いまして、その一部に必要

○神田委員長　起立多數。よつて本案は小笠公韶君提出の修正案の通り、修正議決すべきものと決しました。

この際、小笠公韶君より本案に對し附帯決議を付したいとの提案がなされております。発言を許します。小笠公韶君。

影響があることは当然でございます。  
しかして、このことは日本の中小企業  
対策がいかに困難であるかを裏書きす  
るものだと私は考えるのであります。  
従来の中小企業対策が、各種各様の中  
小企業の共通の点あるいは一般的問題  
の解決並びにその促進にのみ従事して  
参ったゆえんも、またここにあると私  
は考えるのであります。こういうふう  
な見地から見ますとき、本法案は織  
維關係の中小企業によりましては、画  
期的なる政策の方向を示しておるもの

政府は、本法案の施行に当たり、関係織維機械業者に及ぼすべき影響を除去するため、左の措置を中心として必要な措置を強力に実施せられたい。

(一) 織維機械の更新計画を毎年樹立し、これを強力に実施すること。

(二) 織維機械の耐用年数を短縮し、その近代化を促進すること。

(三) 織維機械設備の更新促進のため必要な予算的措置を探ると共に、所要資金の確保に努めること。

(四) 織維機械の輸出の増大を図るため、積極的な措置を講ずること。

以上であります。

本附帯決議の提出理由を簡単に申し

に、それだけに、先ほど申し上げましたように、関連事業に及ぼす影響も大きいものがあります。日本の産業を、調和をとりつつ安定せしめる意味におきまして、かつ日本の中小企業問題の解決を強く進めるという見地から見ますると、両者の調和を十分にはかつて参らなければならぬ、こういうふうな考え方のもとに、当面問題になりました織維機械工業の問題に、十分なる配慮を加えていただきたい、こういう趣旨で、以上列記いたしましたような四点を提出いたした次第であります。特にこの案文にも書いてありますように、列記いたしましたこの四点に限ることはございません。これらの重要な事項を中心として、調和対策を強く進めさせていただきたい、こういう趣旨であります。特に先ほど多賀谷貢様君から、世界の織維産業構造の変化

お話をあつたようではあります、すなはちでにしかりであります。この意味から考えますとき、日本の繊維産業の前途を見るときに、本法案の施行といふことにかがわらず、織機械の産業とともにいたしましては、当然に後進諸国への輸出産業として成り立っていくべき使命と運命を持つものと私は考へるのであります。この意味におきまして、第四項に掲げておりまするいわゆる産業の性格切りかえのために——犠牲に対する応急措置のほかに、性格切りかえのためには政府において特段の御努力を願いたい。特にこの点をお願い申し上げまして、私の本付帯決議の提案の理由をいたします。

○神田委員長　ただいまの小笠公報署名提出にかかる附帯決議案について採決いたします。本附帯決議案に賛成の諸君の起立を求めます。

われわれとして仕事のやりやすくなることはあります。残念ながら社会党の諸君から御賛成が得られませんでしたが、趣意については必ずしも不賛成でなかったたよに了承いたしました。その間に、反対ではありませんでした。それが、諸君から述べられました御意見は十分にこの中にくみ入れられておるとのと政府としても了承いたします。ありがとうございました。

○神田委員長　お詫びいたします。本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○神田委員長　御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案審査のため参考人の出頭を求めて、意見を聴取りたしたいと存りますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○神田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

なおそれぞれの参考人の選定並びに意見聴取の日時等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○神田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

本日はこれでとめます。次会は明二十三日午前十時より開会することにして、これにて散会いたします。

午前十一時三十八分散会

〔参考〕  
纖維工業設備臨時措置法案（内閣提出  
〔別冊附録に掲載〕  
出）に関する報告書

昭和三十一年五月二十九日印刷

昭和三十一年五月三十日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局